

奈良・東向北町の町内構造

— 『万大帳』の分析 —

* 鎌 田 道 隆

近世奈良町研究グループ

はじめに

古代・中世の奈良に関する歴史研究は、かなり豊かな質量を誇っている。そうした学問的成果や雰囲気的缘故であろうか、現代の奈良は近世や近代をとびこえて、古代・中世史的理解によって解釈されているかに見える。

しかし、歴史的な事実をふまえてみよう。たとえば、現在の奈良市の中核となっている旧奈良町は、町民の真摯な町づくりの努力によって、戦国時代以降に形成されてきたものである。地域史的な観点からすれば、近世や近代の歴史を抜きにして、現代の奈良を語ることはできないわけである。とはいえ、近世奈良町の研究は手をつけられたばかりである。⁽¹⁾ 都市支配や都市構造に関する総合的・個別的研究の積みかさねが急がなければならない。

本稿では、とりあえず東向北町の貴重な町内記録である『万大帳』の分析を通して、近世奈良町の構造の一端を明らかにすることを課題とした。東向北町は、現在は近鉄奈良駅に隣接し東向商店街を形成する繁華な町であるが、町並みの形成は十六世紀末ごろから進んだらしく、当初、通りの西側にのみ町家があって東側は興福寺の築地となっ

ていたところから「東向」の称が生まれたという。⁽²⁾

『万大帳』は正保二年から明治十六年にいたる二百四十年間の東向北町の町内記録であり、廣吉壽彦・安彦勘吾両氏によって翻刻され、全十冊のうち九冊目の慶応四年までの部分が『日本都市生活史料集成 九 門前町篇』（一九七七年刊）に収録されている。『万大帳』に関する書誌的な紹介や記録概要については、同書の解題に詳しい。

本稿では、廣吉・安彦両氏の業績に依拠しながら、東向北町の町内構造や運営について、あらためて次のような観点から項目を細分して、『万大帳』の分析を試みた。

まず、近世都市における町共同体の構成要件の根幹をなす家屋敷の問題をとりあげた。家屋敷売買記事等の追跡から、東向北町の屋敷割の変遷と家持層の変動状況、奈良特有の号所についても考察を加え、また家屋敷に付帯する軒役の問題についても論及した。

つぎに、東向北町の町内組織と構成に関して、町年寄・月行事など町役人の実態を分析し、五人組の構成と機能についても検討した。また、町の準構成員である借屋人の動向にも注目してみた。さらに町の運営については、行政的な町の位置づけをさぐるために触書の分析を行ない、町運営の指針となる町定についても検討、そして日常的な町

* 史学研究室（昭和60年9月30日）

の営みへの関心から町民の生業の問題をとりあげた。

そして最後に、『万大帳』に記された諸事件のなから、東向北町の立地上大きな問題となる洪水、江戸中期に二度にわたって当町に甚大な被害をもたらした火災、興福寺門前町として伝統的で特殊な死鹿の問題をとりあげて、東向北町および近世奈良町の特性を考察する何らかの手がかりを得ようと試みた。

一 東向北町の家屋敷

家屋敷売買記事について

東向北町における屋敷割とその変遷を確定するために、家屋敷の売買から考察するが、その前に『万大帳』について言及しておきたい。史料として使用したのは、『万大帳』のうち活字化された部分、正保元年から慶応四年までの二百二十四年間分である。

記録自体がこれだけの長きにわたるため、記録者も数代に及び、それが記載形式の変化という形でも現れている。すなわち、売買物件について、その所在地、間口、奥行、家代銀高、当事者間の売買契約の成立と保証人の連印など家屋敷売買記事を詳細に記しているのは、中期の約六十年間だけである。記録開始から元禄十五年に至る約六十年間と、明和年間から慶応四年に至る約百年の間については、購入者から町に出される祝儀によってのみ、売買の事実を知ることができる。

「家之祝儀」の記事も年代によって様々な形式をとっているのだが、全体を通じてもっとも一般的なのは、家代銀の十分の一、面替、樽肴、官途、会席(会跡とも書く)の各祝儀を出し、また町内で初めて家を購入した者の場合は、その家族構成などに合わせて刀酒、子酒、水樽などの祝儀を追加していくものである。

この記事によって、購入者の名前、家代銀総額を割り出すことがで

きる。さらに、「祝儀」全体について言えることだが、原則的には前年に集められた祝儀を、翌年正月に「覚」として記録しているので、家の祝儀記載の前年に売買があったと判断できる。

寛文六年から延宝六年までの十二年間には、「御城米十分一」という祝儀が見られる。家屋敷購入者のほかにこれを醸出した者は見あたらないが、どんなものであったかは未詳である。寛文十年以降は、それまで家屋敷購入者には課していなかった「官途(官頭とも書く)」を追加し、続いて元禄六年には初めて「家之祝儀」と表題がつけられて、その後約二百年続く形態が、ここに確立されている。

売買についての詳細な記事が登場するのは、さらにその十年後の元禄十六年である。すなわち、売買が行なわれた家の詳細なデータ(大まかな所在地、間口・奥行の寸法、排水や井戸の状態)と、家代銀高を記載、更にその年の年寄、その家の所属する五人組の構成員、口入れ人が連記されている。元禄年中は家の祝儀も同時に記載される。宝永に入ると祝儀のみは翌年の記事に繰り込まれて、記載形式は一応整理されている。

延享三年になると、売買記事に証文の写しらしき文章が加わるが、十八年後の明和元年、町有の家を布屋庄八へ売却した記事を最後に家屋敷売買の詳細な記事はなくなる。これ以後は再び「家之祝儀」だけの時代となるわけである。このうち慶応四年までの約百年間にはさまざまな特殊型が見られる。おそらく、記録者は同時期に数人おり十年から二十年の単位で入れかわったものと見られ、これが書式の大きな変化となって現れたと考えることが妥当であろう。

家屋敷売買の実態

次に、売買記事や家の祝儀の集計によって、家屋敷売買の姿を明らかにしてみよう。

表1 「万大帳」による家屋敷売買件数の変化

年号	売買件数	備考
1644~49	0	
50~59	5	
60~69	19	「家之祝儀」と思われる祝儀3件を含む
70~79	13	
80~89	9	
90~99	6	
1700~09	12	うち、元禄大火の焼屋敷売買6件
10~19	9	
20~29	5	
30~39	6	無償譲渡1件を含む
40~49	4	
50~59	15	無償譲渡1件、町への差し出し2件を含む
60~69	6	うち、宝暦大火(北焼)の焼屋敷売買3件
70~79	8	
80~89	6	「面替」の書き間違いと思われる「家之祝儀」1件を除く
90~99	5	
1800~09	7	
10~19	3	
20~29	7	
30~39	7	「面替」の書き間違いと思われる「家之祝儀」1件を除く
40~49	8	
50~59	10	
60~68	4	
計	174	記録上の売買件数は170件

家屋敷売買件数は、正保元年から慶応四年までの二百十五年分で百六十九件、経済的事情による差し出しなどを含めた無償の譲渡が四件で、家族外の者に家屋敷を売却・譲渡した例としては計百七十三件である。しかし、これらの記録を詳細に検討すると、「家之祝儀」とありながら肝心の「十分の一」が見あたらず、「面替」の書き間違いと思われるものが三件、逆に「家之祝儀」とする表題も「十分の一」欄もともないが、出銀理由の不明な金額が掲載されていて「家之祝儀」の可能性が高いものが四件あって、差し引きは百七十四件となる。さらに、町が家屋敷を買得た場合は家の祝儀を出さないから、これら

によって実数が多少増加する。

判明したかぎりでの年平均の売買・譲渡件数については、二百五十分で百七十件であるから、約〇・八件となる。五年間に四軒の家屋敷で所有者が変わる計算になる。

十年毎の件数集計は表一のとおりで、十七世紀後半から十八世紀初頭にかけてとくに多いが、このうち宝永期のもは元禄十五大火の焼屋敷が一斉に売りに出されたためである。宝暦十二年にも火災があったが、全焼という事態は免れたため、集計の上ではそれほど目立つものとはなっていない。

さて、百七十四件の家屋敷売買・譲渡のうち、家の所在地、売主、買主が把握できるのは百二十八件である。記録から直接判明するのは五十二件で残りの七十六軒は推定によりざるを得なかった。所在地の推定にあたっては、五人組の覚や、家の順番に担当したと思われる「年預」などの記録をも参考にした。同一の家にもっとも長く居住した例を割り出してみると、西側中ほどの菊屋があげられる。菊屋は寛文元年から天保三年までの百七十一年にわたって同じ家に居住している。これに続くのは東側南角の大黒屋で、少なくとも寛文十年には同所に居住しており、天保八年までの百六十七年間この家に居住していることが確認できる。このほか、米屋が百五十九年以上、山城屋が百五十八年、御器屋が百四十一年以上、同一家屋に居住している。珍しいものとしては丸屋家屋敷の例がある。貞享元年に西側中ほどに家屋敷を購入したものの、元禄十四年には既に貸家となっており、本人は他町に居住している。文化十一年売却するまで百十年以上にわたって、他町に居住する丸屋が所有を続けており、町外に基盤を持つ者がこれほどの長きにわたって

家屋敷を所持している例は、ほかに見あたらない。売買の多い家屋敷としては、西側南角から北へ四軒目の家屋敷があげられる。確認されただけでも元禄四年から文政五年まで、八回売買されている。

売買・譲渡物件の所在地を東西に区分して集計してみると、位置を特定した百二十八件のうち、東側が四十七件に対して西側は八十一件で、大きな差がでた。もちろん、これについては西側の方が家数自体多いということも考慮せねばならないし、先述したように百数十年にわたって一度も売買されなかった家が東側に四軒もあること、逆に売買回数が多い家が西側に多いことによって数字に影響を与えていることも原因のひとつであろう。

東向北町の町並み復元

享保十五年改の「家之覚」や売買記事の寸法をもとに、町の屋敷割を復元してみよう。享保の「覚」には一軒ごとの間口をはじめとする屋敷地の寸法、当時の所有者が記載されている。この「覚」で確認できない寸法も若干あるが、享保前後には売買記事にも家屋敷の寸法が記されているので、これらをもとにかなり正確な平面図を作ることが可能である。

ただ屋敷割図の復元にあたって重要な問題でありながら直接証明する史料がなく、推定によらざるを得ない部分があった。その一点は西側北角から南へ三軒目の家屋敷付近の地割りについてであり、もう一点は東向北町の西側にあった中筋町へ抜ける道の正確な位置についてである。

三軒目の屋敷地は「┌」の字形をしていたことが売買記事などからわかる。この張り出し部分は南北が十一間五尺あるが、三軒目の地幅とその南北両隣に位置する屋敷の地幅を合計しても八間六尺余しかなく、南か北かにさらに相当間数が張り出ししていたと考えられる。そこ

で、さらに北側である一軒目の地尻幅三間余と、さらに南側となる五軒目の地尻幅三間三尺を考慮すると、二軒目から五軒目の裏まで張り出した場合、計算上は十二間三尺程度、一軒目から四軒目までと仮定した場合は十一間六尺余となり、後者の方が土地境界がより自然な形状となる。

さらに『万大帳』記事本文中にも、これを傍証する部分がある。享保十六年三月の死鹿記事がそれで、「墨形屋次兵衛屋敷北側に而大豆山突抜町へ先年より出入口閉テ有之候。其所に而小鹿死申候」とある。墨形屋は西側の北から三軒目であり、この屋敷の形状から考えても、二軒目と三軒目の間に道があったという意味にはとれず、町の北辺に道があつてこれに張り出し部分の北端部が接していたと見る方がより自然である。同記事は死鹿の位置を記したものであるから、その意味において厳密を期すためにも、当時の一軒目であつた椀屋の名前を出さずに「墨形屋次兵衛屋敷北側」としたのである。

次に中筋町への道についてみてみよう。東向通と、東向北町に西隣する中筋町への道が三叉路をなしていたことは、『和州南都絵図全』などからも確認できる。もちろん現在でもこの道はあるが、享保の「覚」やその他の家屋敷売買記事などにはこの道についての記述は見あたらない。しかし、宝曆大火の記事に参考となる記述がある。すなわち、奈良町全体の被害を列記した部分に「東向北町、中筋町辻まで」とあるのである。この大火での西側焼失家屋は北側約三分の一の七軒で、丸屋太平次の貸家までを焼失し、その南隣の町所持の家は被害を免れていることから、この間に「中筋町辻」があつたということになる。西側北角から八軒目と同九軒目は、火災直後に統合されて会所となることから、この間に道があつたとは考えられず、七軒目と八軒目の間に中筋町への道があつたと考えられる。

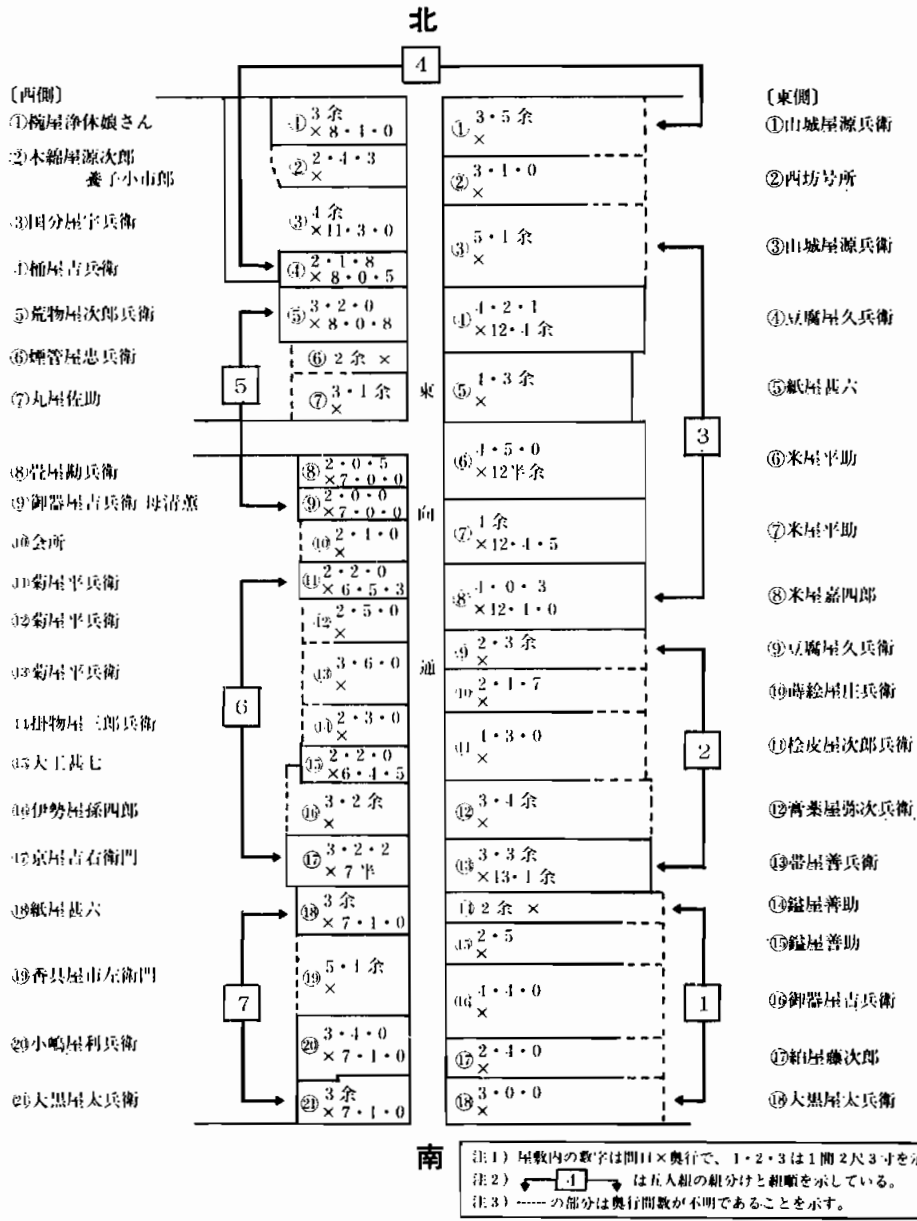


図1 東向北町の屋敷割復元図

東向北町の号所

東向北町にあっては、享保十五年当時で東側北角から二軒目と西側同十六、十七軒目の計三軒が「号所」とされている。「号所」とは本来、春日大社の神官や興福寺下級役人の屋敷であり、東向北町の号所も東側は「一乗院」、西側は「興福寺専当」の所有である。

西側の号所についてみると、当初北から十六軒目、同十七軒目は一軒の建物であり、専当の松田長順が所持していた。これが正保元年までには鮎屋七兵衛に売却され、同年にはこれが二軒に割られて、その後長く続く形態となった。この二軒は、専当に地子米を出すほかは一般の家屋敷と同様に扱われたらしく、次に転売されて享保年間に至った。しかし、享保七年七月になって専当方より突

然「号所屋敷之義は諸役御免許に候間、向後町並之役義一切致させ申間敷旨」⁽¹⁷⁾ 言い渡され、さらに「若此上内証に而町並役義相勤候は、屋敷専当中へ取上申候」⁽¹⁸⁾との申し入れがあり、町ではかなり混乱した。売買されて所有権が変転しているにもかかわらず、なお専当方は地子支配という形を通して号所本来の面目を保とうとしており、これに対して町は実態としての所有権を重視して対立した。町の諸役を負担しないということは、町の構成員としての資格に疑義があることを意味する。

町としては、当時居住していた豊屋孫四郎・京屋吉右衛門の両名は他の者とまったく同様に役義を勤めており、また役義を負担させないことは町人としての資格を奪うことにもなるとして「孫四郎、吉右衛門とても氣之毒に存候。別而は町内之ものとも何共迷惑仕候に付、乍恐御願に罷出申候」と口上書に記している。その後京屋所持の十七軒目は、元文二年紙屋甚治郎に転売され最終的にはこれを相続した紙屋甚六が、手元不如意のため宝暦二年に町へ差し出し、翌三年に松田了学が買い戻して、三十年に及んだ紛争も解決を見ることとなる。

残ったもう一軒、豊屋孫四郎は従来通り西側十六軒目に居住し続けることとなったが、明和五年以降毎年銀二両を拠出しており、安永十年まで確認できる。松田了学が買い戻した号所も、地主は旧来松田家であるとして建物についてのみ代銀を支払っており、豊屋の継続居住が認められた十六軒目についても、松田了学を地主として確認し、地子料を銀納化して町が取り立てを代行している。

また元文二年から三年に行なわれた山城屋源兵衛貸家と西坊号所の等面積交換の一件から東側の号所をみてる。当時山城屋は、東側北から二軒目の西坊号所をはさむような形で同一軒目と同三軒目を所持していたが、このうちの三軒目と号所を交換する件を申し入れ、間口、

地尻共従来と全く同様にする、費用は山城屋が負担する、などの条件で合意している。⁽²⁰⁾ これら記事から、号所の所有者である西坊友輔は「然上は自今以後此号所屋敷其方へ御支配可被成候」と山城屋に一札入れており、二軒目にあった号所地にそれまで東向北町や町人の支配権が及んでいなかったこと、すなわち、東側の号所はいまだ本来の面目を保持し、町からは分離した独自の空間をかたちづけていたことがわかる。

西側では、江戸時代前期には既に号所本来の機能も制度も失われつつあったが、地子徴収権という形で中世的土地所有の遺制のみはなお根強く続いていた。それでも、子酒などの祝儀は松田・西坊ともに醸出している。いかに号所とはいえ、近世の町に存在している以上は、町から完全に独立することはできなかつたということだろう。

軒役の基準と減免

近世都市における都市民の負担基準の一つとしての軒役は、単なる戸数割や世帯割といった単純な基準とは異なり、家屋敷の間口の広狭を一定の目安として、**壹軒役**、**貳軒役**などの軒役数を家屋敷一筆ごとに設定したものと理解されている。⁽²²⁾ 東向北町の「**万大帳**」にも軒役の記載がみられるので、奈良町における軒役について考察してみる。

東向北町の総軒役数は、享保十五年段階で三十八軒役と数える事ができる。すなわち、**壹軒役**が三十一軒、**壹軒半役**が二軒、**貳軒役**が二軒である。

軒役の基準に関して、家売買記事、享保十五年改めの家並の覚えなどを参考に間口や奥行をみると、西側と東側では、次の様な違いを指摘することができる。まず、西側に関しては、(一)家の奥行はどの家もだいたい七間から八間位である。但し、一軒だけは十一間と非常に長い。(二)壹軒役の家の間口の広さは、だいたい三間前後である。二

表2 東向北町の軒役数と間口の広さ

軒役数	西側		東側	
	間口の広さ	軒数	間口の広さ	軒数
壹軒役	2間	2	2間	1
	2間5寸	1	2間3尺	1
	2間1尺8寸	1	2間4尺7寸	1
	2間2尺	2	2間5尺	1
	2間3尺	1	3間	1
	2間4尺3寸	1	3間3尺	1
	2間5尺	1	3間4尺	1
	3間	3	3間5尺	1
	3間1尺	1	4間	1
	3間3尺	1	4間2尺	1
	3間4尺	1	4間2尺1寸	1
	3間6尺	1	4間3尺	2
			4間5尺	1
		5間1尺	1	
壹軒半役			2間4尺	1
			4間4尺	1
貳軒役	4間	1		
	5間1尺	1		

間未満あるいは四軒以上の家は全くない。(三)貳軒役の家は二軒しかなく間口の広さは四間と五間一尺で四間未満の家はない。
 同様に東側に関してみると、(一)家の奥行は十二間から十三間位である。(二)壹軒役の家の間口の広さは、二間から三間位の家もあるが四間前後の家が半数を占めている。広くは五間一尺のところもある。(三)壹軒半役が二軒あり、その間口は二間四尺と四間四尺であるが、この二軒は隣り合っており、もともとは、三軒役の家であったと思われる。
 表二は、このような間口の広さと軒役数との対応を示したものである。この表からは、同じ壹軒役といっても、間口の広狭に大きな差違があり、また東西でも差が見られ、壹軒役の家の間口平均は東側では

三間五尺、西側では二間五尺となっている。
 軒役変更の事例としては、宝暦十二年に西側北から三軒目の墨形屋喜兵衛の地所の一部を南側の壺屋儀兵衛が譲り受けた際に、墨形屋喜兵衛から半役が壺屋に移されている例があるが、家屋が焼け、土地のみとなった焼屋敷の場合でも、軒役は変更されていない。⁽²³⁾ これらの事から、軒役は、家そのものや所有者に課せられたものではなく、土地(屋敷)にかけられたものであるといえよう。
 一般には町の役義や掛物などは、家々の軒役に応じて課せられることになっているが、『万大帳』を分析してみると、東向北町では軒役に対応した負担を厳密に割り当てていたわけではなく、実際の役義・掛物などを軒役以下に減免している場合がある。必ずしも軒役と実際の負担とは一致していないのである。このことを示す事例として、『万大帳』の享保六年記事のなかに収められている役義掛物等の「覚」を見てみる。東向北町で役義・掛物などを減免されているのは、多田屋松之助、香具屋市左衛門、かせや藤次郎、こきや吉兵衛の四名の他、年寄六人、月行事二人となっている。このうち松之助と市左衛門は西側とともに貳軒役、吉兵衛と藤次郎は東側で隣り合う壹軒半役である。そしてこれら四名は、各々の持つ家数が一軒という事でも共通している。また、東向北町には貳軒役以上のものがあと二名いる。三軒役の菊屋平兵衛と貳軒役のかきや善三郎である。この兩名は負担を減免されていない。平兵衛の家数が三軒、善三郎の家数が二軒となっており、一筆ごとにみれば壹軒役であることとおそらく関係があるのだと思う。つまり町の役義などを課す場合は、表口の広さよりも持家数の方が問題にされ、持家数以上の軒役を持つものと町の役職につくものが、減免の対象となっているのである。東向北町では町の役義・掛物などの負担は、軒役ではなく家数に対応していたといえる。つまり、棟役

方式に近いものであった。

また、享保十五年改の町々間数の覚には半役の家が八軒記載されているが、この半役は東向北町における公事役負担の減免を示したものと考えられ、町での減免規定は見られない。軒役運用の実際については宝暦十一年に捨子の世話料を、軒役を基準として徴収したという例などがあるが、運用の実態についてはなお今後の研究に俟ちたい。

二 町内の組織と構成

町年寄・月行事・年預

東向北町における町役人としては、年寄と月行事をあげることができ。まず年寄に関するまとまった『万大帳』の記述としては、以下の史料が注目される。

(1) 享保四年の「年寄廻り之覚」

吉兵衛	源兵衛	平助
太兵衛	庄兵衛	久兵衛

(2) 享保十二年の「年寄役相勤申候年数之覚」

一元禄十五年ヨリ当年マテ三拾壹年	吉兵衛
一宝永七寅年ヨリ当年マテ十八年	太兵衛
一正徳二辰年ヨリ当年マテ十六年	源兵衛
一正徳四午年ヨリ当年マテ十四年	平助
一享保二酉年ヨリ当年迄十一年	久兵衛
一享保四亥年ヨリ当年迄九年	庄兵衛

右、年寄合六人、内二人ツ、年役相勤申候。

享保十二年十一月廿日 年役久兵衛

同 平助

数年寄月番
清水弥左衛門殿

(3) 元文二年の「年寄廻り之覚」⁽²⁶⁾

吉兵衛殿三十六年被相勤、享保十七年十月廿八日に五郎殿吉兵衛殿代り

平助殿十八年被相勤。米屋平介殿欠月代り。享保十六年亥月九日二福木加兵衛殿ニ而被仰申付候。元文二年巳十月に吉兵衛殿へ代り
久兵衛殿十九年被相勤候。此仁病氣御座候に付代り。享保廿年卯十月九日より

市左衛門	源兵衛	善助	久兵衛
太兵衛	庄兵衛	平助	

こうした町年寄に関する記述と『万大帳』にでてくる年寄名を丹念に追ってみると、次のようなことを指摘できる。すなわち、東向北町の町年寄の定員は、江戸時代中期には六名であり、二人ずつ三組に分かれて一年交代で三年目ごとに年役にあたるシステムである。

町年寄の任期については、全く制限は設けられていなかったようである。前出の享保十二年の「年寄役相勤申候年数之覚」によると、十年以上あるいは三十年以上も在職する者が多い。この事実は、特定の家に年寄職が独占される結果を示しており、その年寄職の家系を追ってみると、三十年以上の当町居住の家持である。

町年寄の給料等については『万大帳』からは把握できないが、元文三年の記事によると「従前々々年寄役、月行事・自身番・手桶除之被來候。依之月行事役之掛り物又は中番質・火消人足賃割付除之」とあり、年寄は月行事と自身番・中番質と火消人足賃を免除されていた。また、家内に穢があるときは、翌年の年役がかかることになっていた。

月行事は、江戸中期には一カ月交代で二人ずつが担当した。廻る順番は、東側については南から北へ、西側は北から南へ、隣接する二軒ずつを原則として廻ったようである。これは享保十三年七月から翌年

一月までの間で類推できる。すなわち、享保十三年八月の月行事は菊屋平兵衛と大工甚七、同年十一月は香具屋市左衛門と小嶋屋理兵衛、翌年一月は鑑屋善介と帯屋さつ借屋の荒物屋久兵衛であることが『万大帳』に記されている。これら以外の月の月行事を家屋敷(凶一参照)と年寄の免除規定をもとに推定すると、享保十三年七月は菊屋平兵衛と掛物屋三郎兵衛、九月は菊屋平兵衛と畳屋孫四郎、十月は京屋吉右衛門と紙屋甚六、十二月は粕屋藤次郎と鑑屋善介ということになって記録と一致する⁽³⁰⁾。

月行事の資格については、前述の帯屋さつ借屋荒物屋久兵衛の例のほか、享保二十年一月に丸屋浄祐借屋の木履屋善六が月行事であることなどから、借屋人でも月行事となりえたことがわかる。また母所についても、原則的には町の役職である月行事役を勤めることはないようであるが、一般町人の間で売買されていた西側の二つの号所の場合⁽³¹⁾は、買った町人が月行事となっている例がある。

月行事の仕事は年寄の補助といえるが、死鹿の処理については、他町とのいざこざがないかぎり、月行事が単独で対処している。また「日待当屋月行事相勤申候⁽³²⁾」とあり、日待講の当屋は月行事の専管であった。そのほか初寄合の「鉢肴一品」の準備や、一般寄合時の茶・油の負担も月行事にはあつた⁽³³⁾。月行事の町内諸役の免除規定は年寄に準じたもので、自身番・中番賃が免除されていた。

次に純然たる町役人とはいいがたいが、町役としての年預について述べる。日待の当屋が月行事の任務であつたのに対し、春日講の当屋を勤めたのが年預である。東向北町では、原則として年預の任期は一年で定員は二名、その二名が銀三両ずつを出し、主に参会の酒・肴代とした。また何らかの都合で年預を差し越さなければならぬときの年預差越料は銀三両との規定となつていた。春日講の当屋を差し越す

場合にも銀一両を支払つた⁽³⁴⁾。

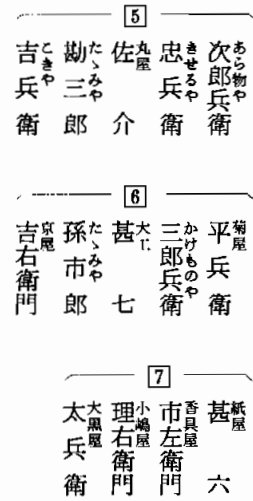
東向北町の場合、月行事と同じように年預も家別に廻つており、東側は南から北へ、西側へ移れば北から南へ廻る。但し、家を数軒持っている者はその軒数に応じて年数を重ねた。借屋が年預を勤めている例はないが、母所に関しては月行事の場合と全く同様であつた。

五人組の構成と機能

江戸期の五人組は、先に豊臣秀吉が武士階級の相互検察のために設けた侍五人組・下人十人組の制を模したものである⁽³⁵⁾。すなわち、町や村において、相互検察、共同担保、互助救済を目的とし、五軒内外を一組となして各組の筆頭である組頭のもと、各組員が婚姻立会、財産の管理、旅行通知、証文の保証連印、犯罪の連帯責任等の諸機能を果たしたという。

では「万大帳」に見える東向北町の五人組はどうだろうか。「万大帳」で五人組の記載があるのは万治四年から安永六年の期間で、「五人組之覚」や家屋敷売買証文の保証連名というかたちであられる。まず、五人組構成の事例を享保十三年の場合のみでみる。(組を示す記号と数字は便宜のために付した)

- ① 大黒原 太兵衛
 藤次郎 善三郎
五郎屋 吉兵衛
- ② おひや善兵衛後家 さつ 弥次兵衛
 かうやくや ひわたや いわたや 庄兵衛
豆山原 久兵衛
- ③ 米原 嘉四郎
 米原 平介
 甚六 久兵衛
山城屋 源兵衛
- ④ 山城原 源兵衛
 わんや 妙心
木綿原 小市郎
四分原 宇兵衛
橋原 吉兵衛



東向北町では五人組数は七組あるが、四人や六人の組もあった。このような五人組の記載順と組み方を家屋敷の配置(図一参照)で解釈すると、次のことがいえる。五人組の記載順も組み方も、東南角の大黒屋太兵衛から東側を北へ廻り、西側へ移って北から南へ至る。すべてが軒並みであるため、町内に複数の家屋敷を隣り合わないで所持する者は、別の五人組の構成員として複数回顔を出す。

しかし、右の構成を原則としながら、会所屋敷と号所は別の扱いとなっている。会所は町の共有であり、東向北町の場合借屋人に貸していることが多いが、この借屋人の名前は五人組員としては確認できない。原則的には、会所屋敷は五人組に編成されないであろう。号所については、実情に応じた取扱いが見られる。東向北町の号所三軒のうち西側の二軒は、第六組中の畳屋孫市郎と京屋吉右衛門にあり、これは五人組に編成されている。しかし、東側の号所は西坊半齋で家並みからは第三組目の山城屋源兵衛と第四組目の間にあり、これは五人組に入っていない。

つぎに五人組の役割について考えてみよう。まず、享保十七年閏五月十九日付の西北角の家屋敷売買記事の連名をとりあげてみると、売主の梶屋妙心、買主の柴屋三四郎のほか、年寄として山城屋源兵衛と

蔭絵屋庄兵衛、月行事として菊屋竹次郎、そして五人組として木綿屋小市郎、墨形屋治兵衛、樽屋吉兵衛の三名が記されている。西北角の梶屋の五人組は、年寄として名を連ねている山城屋を含めて五名であり、ここには五人組全員の名が記されていることになる。つまり、原則として家屋敷売買の証文には五人組全員の名を連ねるのであり、この意味は売買行為そのものの承認という意味もあるが、当該五人組の構成員の交替に対する承認の意味もあったのであろう。

売買記事における五人組の連署から、ほとんどの場合、当該家屋敷の両隣も連署している結果となるが、宝暦三年三月九日付の西側南から四軒目の売買の例によると、必ずしもそうとはならない。売主紙屋甚六の属する五人組は、香具屋市左衛門、小嶋屋理右衛門、大黒屋太兵衛の四人からなる組で、甚六の屋敷は、この組では北端に位置している。このため五人組全員は連署しているものの、北隣の京屋吉右衛門の署名は、この売買証文にはないのである。このことから、家売買に伴う新所持者に関する責任は、当面は該当する五人組で担うことになっていたと考えられる。

東向北町においては、「万大帳」でみるかぎり、一般五人組の特性として指摘されるような組頭制もなく、借屋五人組も見えず、相互扶助や比隣検察といった機能も特定できなかった。

借屋人の動向

東向北町の借屋人数は、「万大帳」によるとは常時十世帯前後だったようである。たとえば、享保十二年十月六日付の連判に「借屋中」として、「さつかしや久兵衛」以下十一名が記されている。また寛保元年には十軒、延享四年には八軒、寛政十一年には八軒と、ほぼ一定した数値を示している。

借屋人の当町在任期間を追ってみると、桶屋吉兵衛借屋の松屋孫七

が享保十二年の記述と同十六年に祝儀の子酒を出した記事があり、豆腐屋久兵衛の借屋人道具屋源四郎は元文四年の祝儀に子酒の記述と寛保元年の連判「借屋中」に見え、木綿屋小市郎借屋の柴屋三四郎が享保十二年の記事と同十七年に腕屋妙心屋敷を買いとった記事があるなど、五年前後の在任は確認できる。

借屋人が家持になる例としては、享保十七年に西側北から二軒目の木綿屋小市郎の借屋人であった柴屋三四郎が、その北隣の腕屋妙心屋敷を買得したり、享保十八年には寺町居住のひわだ屋次郎兵衛後家いわの家をあらみや利兵衛が購入しているなど、いくつかある。この寺町居住のひわだ屋いわの場合は、東向北町東側の北から十一軒目を所持しているの、いわゆる掛屋敷にあたるが、掛屋敷の例も若干ある。このなかで異色なのは、西側北から七軒目の丸屋屋敷であり、この家は、すでに元禄十四年には丸屋（醬油屋七右衛門）の貸家としてあらわれ、百年以上にわたって一貫して借屋人の居住が確認される。家主の丸屋は寛政十一年には南半田町に任している。借屋人の負担については不明な部分も多いが、祝儀については子酒と水樽の二種類だけで、正規の町構成員である家持の出す刀酒や名酒や官途は免除されており、また家ごとに順番となる年預も免除されていた。

三 東向北町の運営と生業

触書の分析

『万大帳』は触留帳ではないが、⁽⁴⁵⁾『万大帳』に記録された若干の触書から、奈良奉行と町とのかわかりを垣間見たい。触書のはほとんどは、奈良奉行から発令されたものであるが、その発令の形式を大別すると次の三種類になる。

(1) 奈良奉行の名をもって発令しているもの。

(前略) 右之趣入念町中江可相触知者也⁽⁴⁶⁾

亥四月七日

織部

(2) 惣年寄・町代名で発令されているもの。

(前略) 右之段町中も承知仕恐悦可被奉存候。以上

亥六月廿五日

惣年寄

町代

(3) (1)と(2)の複合型で奉行名のものを用いて惣年寄・町代が町中へ発令したもの。

(前略) 右之類隠置、外より相顕候は本人は不及申、町役人迄可為越度候。以上

丑五月十二日

織部

惣年寄

町代

右御書付之趣、町々入念申渡、急度相守可被申候。以上

惣年寄

町代

これら三種の形式が、触の内容にどのように対応したものであるかは、事例が少ないこともあり厳密には論じたいが、(1)の形式は内容的に重大で公示の意味が強い触、(2)は割合に軽い内容か形式的な通達のような触、(3)は触の周知徹底や触の対象を明らかにしたい触、といった性格を見ることができよう。

触の内容に注目してみると、享保十六年十月三日の半田理介・高木加兵衛の上町代への再任、享保十八年三月六日の平松源三郎の質屋年寄任命と質物取置に関する告知、寛延三年正月二十三日付の老中来寧時の注意と夫役通告、寛政五年八月二十九日付の老中死去による鳴物停止令などをはじめ、秤改めや盗人の探索など、実に多様な内容とな

っている。

このうち、とくに寛保元年三月二十二日付の春日社廻廊釣灯籠二基の紛失に関する触をとりあげてみよう。この触は、紛失した二基の灯籠について、所持者の探索・吟味を令したもので、触の末尾は、

(前略) 右之趣奈良町中江可相触者也。

西三月廿二日 但馬⁽⁵⁰⁾

惣年寄
町代

となっており、さらに灯籠二基の特徴を詳細に記した別記が付されている。ここでは、捜査命令が春日社からではなく、奈良奉行から発令されていることに注目したい。そして、この触に対して東向北町では「右御書付之趣承知仕候。銘々共灯籠買取候儀不及申、預り申義、賈物に取候義一切無之候間、右之趣被仰上可被下候、為其連判如件」と連署捺印して誓約している。このことは、近世中期には奈良町が中世的社寺権力からの支配を脱し、行政的には奈良奉行の支配下にあったことをもものがたっている。

興福寺・春日社からの触書や通達は「万大帳」にはほとんどなく、わずかに前出の寛政五年八月の老中死去による鳴物停止令をうけて、「明朔日、水室社御神事致延引候、日限之儀追而可申入候。以上」と水室社の神主名による回章の出た例などが二、三見える。東向北町はその立地面から、興福寺・春日社との関係は切り離して考えられないが、町支配という面からは、奈良奉行が司法・行政の機関として、町代を介して町民生活の細部までを支配しえる構造をつくりあげていたことは、確かなようである。

町定

近世の京都においては、各町々が独自に町規則を制定して、それぞ

れの町共同体の運営に資していた。⁽⁵³⁾ 奈良の東向北町では、町規則はどのようなものであろうか。「万大帳」を繙いてみても、京都の各町で定められたようなオーソドックスな町定を見出すことはできない。町規則が成文法として記録されているか、それとも慣習法としてのみ了解されているかは、それ自体重大な意味をもっている。

「万大帳」によるかぎり、まとまった体系的な町定を成文化した形では、東向北町はもっていないかとみてよい。しかし、それは町の運営の大綱となるような町の規則が全く存在しなかったということの意味するのではない。たとえば町年寄などの町役人についても、定員や任期、職務分担、俸給(または謝礼)、資格、選出法などさまざまな了解が町民の間では存在したに違いないが、規則というかたちでは成文化されていないのである。奈良町では、奈良奉行支配の惣年寄とそのもとで事務を取扱っていた町代があった。⁽⁵⁴⁾ そして、その惣年寄および町代の指揮のもとに、各町々には町政の全般を掌っていた町年寄・月行事などの町役人がいた。

町では町役人が中心となって居住者と協力して町を運営したのであるが、町の運営や自治に関する実際問題は、すべて寄合いまたは参会とよばれる会合での話し合いによって処理されていた。しかし、東向北町における会合の実態については、「万大帳」では判然としない。「寄合」と「参会」についても、すでに月行事や年預のところでは述べたように、寄合は月行事、参会は年預が関与するかのよう規定があるが、充分には解明されていない。

東向北町においては、春日講、日待講という二つの信仰上の集会もあった。春日講とは春日社信仰をもとに春日曼茶羅等を本尊として祀るもので、日待講は太閤を信仰する町民の集まりであった。二つの集会とも講をつくり、町全体で共通の飲食を行なったが、町の親睦と結

束を深める意味から、町の運営のうえで大変重要な会合であった。

町が自治団体として存在する以上、町規則が町の運営や構成の細部にまでわたり言及するのは当然である。「万大帳」においても、その一端を冠婚葬祭や諸種の出銀規定などに見ることができるといえる。たとえば、婚礼については、天明二年三月の記事に次の規定がある。

定

一 於町内婚礼に付、古来は金三両と何々祝儀として会所江出し申候。其上年寄中若イ衆中昼八ツ時より朝五ツ時迄鹿酒振舞致候得共、段々太イ走に相成候故、此度改申候。以来は銀納に而相納申候。尤、時之当役斗らいにして、右銀納を以鹿酒調、皆々江振舞可申候。併、銘々者には鹿酒被進候得は銀納不及候。御勝手宜敷様可被成候。以上

このように町定では、婚礼の披露が広く町中全体に対して行なわれなければならない性質のものであったことを示している。葬送についても、次のような規定がある。

当町中他町江野送りに参候寛

一 亭主之両親并女房之両親、祖父、祖母、伯父、伯母、兄弟、姉妹

一 女房之兄弟姉妹

右之通向後可参候。但幼少之兄弟は不可参候。

但、其節之様子次第、他領は不可参。当町へ悔に可参候。以上
一 町内之子供七歳より野辺江可被参候。

これは野辺送りの参加資格について言及したものであるが、他町とも関連があるので、東向北町独自のものとみるよりは、近隣町々とも共通した規定であった可能性もある。

ところで、「万大帳」でとくに目立つのが諸祝儀出銀および町入用

の出銀記録である。町が組織として自治機能をもつようになると、その組織を運営する資金が必要となる。この資金はもちろん町の人々が出す町費によってまかなわれていた。

享保六年記事中の「覚」に「両番賃四拾軒、町掛り銀」とか「殿様御礼、年寄二人月行事宅人、先年より被相勤。中坊美作様より年寄宅人に而御礼銀三人分三両壹包に仕、相勤申候。此わり付銀、四十軒」とあるのが町費賦課の実態である。しかしその賦課法はすこぶる複雑であった。町にはこれら町費のほか、諸祝儀の収入があった。祝儀の出銀は多種にわたっており、出銀額も詳細に決められていた。

たとえば家屋敷売買の場合、購入した家屋敷代の十分の一を納める「十分の一」、家主の交替を意味する「面替り」、家主が町の会所の構成員となるための「会跡（会席とも書く）」とその祝いの「樽肴」、町構成員たる家主の成人を示す「官途」、元服した者がいる時に出す「刀酒」、子供が生まれたら出す「子酒」⁽⁵⁵⁾など、種々の名目がほとんど銀に換算されて祝儀料が定められていた。

東向北町の祝儀のなかでは、「十分の一」を除いた「家の祝儀」の総額は八十匁前後であり、そのなかでは「会跡」が五十匁と大きな額を占めていた。これは会所入りすなわち町構成員となることの重大さの表明であり、会所という組織が町のもっとも重要な機関であったことを示しているようである。「会跡」は家売買時だけでなく、家の相続や養子入りの祝儀のなかでも徴収されているが、「会跡」の意味からすれば当然なのであろう。

このほかの祝儀についても述べておきたい。町では従来の居住者に対して、その生活に変化が生じた場合、それを町へ披露するという意味で、祝儀の出銀を義務づけている。嫁が婚家に入る時に出す「水樽」、隠居したり改名した時の「名酒」、子や孫が生まれた時の「子酒」

「孫酒」などはその例である。こうした祝儀のほか、諸種の振舞金や差越代、臨時の町費などをあわせて、町財政はまかなわれていた。「町」とは最低必要限の生活を共同で負担した共同体であるが、その背後には町財政を自分たちで負担しなければならぬという問題が厳然としてあったのである。

東向北町の生業

旧版「奈良市史」によると、近世における奈良の特徴的な産業は、製墨業や晒業などであるが、ここでは「万大帳」を中心に東向北町の生業をみていく。廣吉壽彦・安彦勘吾両氏は「万大帳」解題（日本都市生活史料集成第九巻所収）で東向北町の生業に言及し、寛文十年の「奈良町北方式拾五町家職御改帳」と、「万大帳」所収の寛政十一年の「家数帳数并諸商売人御改帳写」および文政二年の「職業取調べ帳」から、東向北町の諸商諸職一覧の表を作成している（表三三参照）。この表によると、寛文期に多く見られる米屋や布屋、荒物屋、鍛冶屋などが寛政・文政期には見られず、逆に傘職や甚盤職など寛文期にはないものが少数ながら文政期にあらわれている。

しかし、前掲の史料はいずれも調査法の基準が異なるので、数値を単純に比較することはできない。たとえば、同一職種に複数の数字が示されている場合でも、寛文期のものはそれぞれ別人であ

表3 東向北町の職業一覧

諸商	寛文10	寛政11	文政2	諸職その他	寛文10	寛政11	文政2
両替・賃物商		1	1	布	1	1	
古道具商	1	1	1	茶入袋	1		
新物道具商			2	蒔絵	1		
唐物道具商	1			蒔き	1		
布商	5			かきわ	1		
晒布商(生布平)	1	1	1	石	1	1	2
呉服商		1		燈		1	1
木綿商			1	筆		1	
米商	5			墨		1	1
饅頭屋	2			足		2	1
菓子屋	1	2	1	下		1	
菓子屋		1		鍛	3		
豆腐屋	1			傘			1
味噌・醤油屋		1	1	葎			1
糍屋	1			塗			1
干物商			1	板			1
葉(割)煙草屋		2	1	髪		1	1
葉種商	1			表			2
瀬戸物商		2	1	鍛		1	
荒物屋	4			大			
小間物屋			1	針			
紅粉染物商	1			馬	1		
合葉商			1	茶	1		
数珠・眼鏡屋			1	興	2	1	2
下駄商		1		日		1	1
魚商		1					

注) 1 寛文10年の数値は「寛文十年戊八月日奈良町北方式拾五町家職御改帳」による。他は「万大帳」による。
 注) 2 上記の表は廣吉壽彦・安彦勘吾両氏の作表（『日本都市生活史料集成』第9巻31頁所収）である。但し、数値は史料によって一部訂正を加えた。

るが、寛政と文政のものは同一人の場合と別人の場合も含まれている。また生業調査という性格から現住者の職業に注目し、借屋人と家持も同格に記されている。

「万大帳」の記事中の屋号から、寛政十一年と文政二年以外の時期について、生業の職種を判定できないかと試みたが、純然たる屋号と認められる大黒屋・山城屋・和泉屋などはもちろん、米屋・桶屋・五器屋などのように屋号であるか職種を示すものであるか判定できないものが多く、屋号からの職種の割り出しは困難を極めた。わずかに生業の確定できたものとしては、細工料の支払いが記されている大工職や畳職などの数例にすぎなかった。

生業の分野について、表三では商人部門と職人部門、その他に一応分けられているが、諸商のなかにも、饅頭屋や菓子屋、豆腐屋をはじめ製造と販売を兼ねていたと考えられるものも少なくない。東向北町は職人・商人混在の町とみてよいであろう。

寛政十一年と文政二年について、町内における同一職種の営業と同一人物による兼職の問題をみてみよう。寛政十一年では、菓子屋が二軒、葉(割)煙草屋が二軒、瀬戸物屋が二軒、足袋職が二軒みられるが、これはいずれも別人の経営である。寛政十一年の改めの記載は人物ごとに記されているので、同一人物が同職を数軒にわたって営業している数字にはあらわれないのである。

文政二年では、新物道具商が二軒、石屋が二軒、表具・提灯職が二軒みられるが、新物道具商と石屋の場合は同一人物が営んでおり、表具・提灯職は別人の経営となっている。また新物道具商二軒を経営する茶碗屋佐兵衛はほかに道具・質屋商も一軒営んでおり、足袋職の百足屋喜七郎は、ほかに合葉の出店を一軒経営している。東向北町では、同一業種の競合や他業兼営等による問題は、いまだあまり深刻化して

はいなかったと見える。

東向北町の立地から考えて、生業面での興福寺の門前町的位置づけが可能であるかも検討したが、珠数・眼鏡屋のほか、あえてあげれば表具・提灯職や石屋、板木屋などであろうか。旅籠屋もなく門前町としての特性は生業上見られない。むしろ、味噌・醬油屋、瀬戸物商など生活必需品を取り扱う職種が目につく。だが、寛文期には多かつた米商が姿を消していったことなど、当町の性格を研究するうえで重要であったが、ここでは明らかにできなかった。

四 洪水・火災・死鹿

溝川と洪水

東向北町には、東側と西側のそれぞれに家の表の「中溝」と裏の「地尻溝」の溝川が流れていた。これは町並みに沿って南から北へ通っており、東西に流れる溝川については「万大帳」の享保六年記事中に「北之門之外に溝有之」とあることや、のちに問題となる南側の赤門前通溝川もあるが、詳細な流路や形状については不明である。町の南側を通る東西路の興福寺赤門通が地形的に高く、この道路を境目にして溝水は、北側は東向北町に流れこみ、南側は東向中町に流れこんでいた。

溝川については「万大帳」の記録を追うと、東向北町では、享保六年七月に赤門前の道路が破損して土砂が溝に流れこんだので、役人立会いのもと土砂を上げ掃除したこと、享保十五年四月にも溝掃除のため八百六十四文の支出をしていること、また元文五年七月には地尻溝および中溝の掃除のための賃銭十二人分一貫三百二十文を支払ったことなどが見える。しかし、もともとトラブルが絶えなかったのは、赤門前の溝川である。

『万大帳』における宝暦十年から翌十一年にかけての溝川をめぐる争論の記事から、興福寺、東向北町、東向中町、奉行所等の動きに注目してみよう。

宝暦十年十一月十九日、興福寺承仕浄兼坊が東向北町の年役年寄利兵衛に対して、赤門前の溝川堰口が狭く大水のとき赤門前が河原になるので、堰口の石をあげるようにこれまでたびたび申し入れてきたが聞き入れられないので、明日奉行所へ訴え出るつもりであると伝えてきた。町ではこれに対して、貞享元年の堰口一件に関する記録などもち出して興福寺と談判した。その結果、興福寺は態度を軟化させてきた。

貞享元年の古記録とは、『万大帳』の貞享元年記事中に留められている。これによると、貞享元年九月にも興福寺承仕玄乗坊から、赤門前が河原となるので堰口石をとりあげるよう申し入れがあり、争論となっている。それまで興福寺境内からの大水でいつも被害をうけていた東向北町や花芝町等九カ町が連名で、これ以上堰口を大きくすることは流量の増加を認めることで、災害の大規模化になるとして反対の口上書を提出した。この時の争論は、この口上書によって一乗院門跡が堰口の現状維持を認めるというかたちで落着いていた。

宝暦十年の場合も、旧記の提出で興福寺側は軟化したのであったが、ところが宝暦十年十二月十九日、突然町代の高木文三郎から隣町の東向中町が赤門前溝川堰口のことについて、東向北町を相手取り昨日奉行所に訴えをおこしたと伝えてきた。そして早速同日午後には文三郎が実地の見分をやつてきた。さらに宝暦十一年五月十三日には、奉行所の同心、町代、興福寺承仕らが見分に来て、東向中町の会所で絵図を作成して帰った。

東向中町の訴えは、赤門前の堰口から溢れた水が、赤門通と東向通

の交差点から東向中町の溝川に流れこんで、たびたび洪水となつていたことによるものである。すなわち、赤門通の北側の町々は堰口を拡大すると被害が一層大きくなると考えており、南側の町々は堰口が小さいから洪水が起こると考えており、利害が対立する格好になつていたのである。

赤門通の北側に位置する東向北町以下十町の町役人たちは、東向北町の会所に集合して、同月十四日付で堰口拡大の不可の上申書と貞享元年の記録写を差しだし、ついで翌十五日付で一乗院宮宛にも同様の口上書を提出した。

奈良奉行所では吟味の末、宝暦十一年五月十八日に東向中町の訴えを却下した。しかし、東向中町はなお納得せず追訴したため再吟味となつたが、奉行所では結局裁決はくつがえさなまま、溝川の土砂上げによる解決へと調停を進めたようである。

おそらく、この溝川をめぐる問題は、根本的な解決をみなかったの
で、以後もくすぶり続けたことであろうが、この争論から町と町の利害の対立や連帯のあり方、興福寺という伝統的権威と門前町との関係、都市行政を委ねられた奉行所の立場とその機能など、さまざまな問題を引き出し得るように思われる。いくつかのこうした事例を集合させてみると、近世都市としての奈良の構造が若干でも見えてくるかもしれない。

大火と焼屋敷

東向北町にかかわる大きな火災は、『万大帳』では元禄十七年（宝永元年）の大火と宝暦十二年の大火の二つである。

元禄十七年四月十一日の大火については、『万大帳』享保元年の記事中に「元禄拾七^甲年四月十一日午ノ刻過より申ノ刻過迄町中焼失。芝辻村南側中程より出火」とあり、奈良町北部の類焼地域の四至が示

されている。この大火で、東向北町は全焼した。「万大帳」の元禄十七年記事中には火災そのものに関する記載は全くなく、六月二十八日付の四件の焼屋敷売買記事があるのみである。なお、宝永三年と同五年にも焼屋敷の「家之祝儀」の記載が各一件あるから、それぞれ前年に売買されたのであろう。

宝暦十二年二月二十三日の宝暦の大火は、奥芝辻町のたくはつ坊主宅から出火し、折りからの強風にあおられ、火のまわりも早く、東向北町も北ノ門・番所をはじめとして、東側五軒、西側七軒の北部十二軒が焼失した。⁽⁵⁸⁾この火災の奈良町における被害状況も書き加えると、町数にして四十六町、家数千七、八百軒、興福寺・東大寺の各塔頭やその他の寺などの焼失も多かったという。⁽⁵⁹⁾

宝暦大火についても、焼失した十二軒のうち焼屋敷の売買三件と、焼地の分割一件とが「万大帳」に記されている。火災をめぐっては、このように焼屋敷の分析から、火災が町におよぼす影響や町民の対応について考えよう。

まず、焼屋敷の売買価格を割り出し、通常の売買と比較してみると、焼屋敷が非常に安価で売買されていることがわかる。宝永の焼屋敷売買についていえば、「焼屋敷」として登場する物件は、銀二十目が三件、五十目、三百目、五百目が各一件で、総じて通常の売買よりは低い水準である。ただ三百目、五百目という例については、何らかの理由を考えなければならぬのかもしれない。宝暦大火後の焼屋敷売買では、二十目、三十目、百目が各一件ずつであった。

個別に追跡してみると、たとえば西側北から四軒目では、万治二年に七百目で売買されたものが、宝永元年には焼屋敷となって二十目となり、宝暦七年にはまた値上がりして五百三十目で売買されている。東側の北から四軒目の事例では、宝永元年に三百目で焼屋敷として売

買があり、宝暦十二年にも焼屋敷となって百目で売買され、その後は明和元年に九百目、安永六年に二貫三百目、文政五年に五百目、天保十一年に九百目というように、値段が大きく変化しながら売買されている。

焼屋敷というものの、実体は空地であるから、家の建っていない土地が非常に低く評価されていたと見ることができよう。また焼屋敷や空地の購入については、家の祝儀を半額に減免することが一般的な慣例となっていた。

安価な土地を購入したものに對し、さらに祝儀を半額とするについては、⁽⁶⁰⁾何らかの理由があろう。これも断定はできないが、町が空地を嫌ったためではないかと考えられなくもない。町運営のしくみから考えても、空地は町にとって好ましいものではない。また家屋の新築には相当な経済力が必要だったという理由もあろう。そのため、家屋を早急に新築する条件で、空地の購入者に便宜をはかったのではないだろうか。町共同体維持のためには、そうした有利な条件で新しい町の構成員を迎えざるを得なかったと見るのが妥当かもしれない。

死鹿をめぐって
 「万大帳」に記載されている死鹿の記事は、元禄十四年から寛政十一年までの間に二十七件である。⁽⁶²⁾東向北町では、死鹿の処理にどのように対応していたのであろうか。宝暦四年十月二十八日の記事をかかげてみよう。

当町会所門口に死鹿有之候。清メ錢之覺

一六百元 一藤代觀音院

一四百分 仕丁兩人 但シ兵庫殿取次

右之通に而相済申候。勿論一札ケ間敷義無御座候

宝暦四年戊十月廿八日

月行事 甚兵衛

市左衛門

一町内死鹿有之候節は、仕丁江以用人ヲ可相断候。一藤代江は仕丁見分之後、月行事可訴也。

町域内で死鹿が出た場合、町用人をもって仕丁へ報告するとともに見分させ、月行事から興福寺別当の支院へも届け出る。そして、別当と仕丁に対して清目銭を支払って、死鹿を引きとってもらうのである。「清目銭」については、享保二年以前は、興福寺と仕丁に対してそれぞれ四百文ずつ、すなわち死鹿一件について合計八百文を支払っているが、享保十三年の事例では、興福寺への清目銭は六百文で仕丁四百文となっている。しかし、享保十六年には興福寺へ五百文、仕丁へ四百文、また宝暦四年では興福寺へはまた六百文となり仕丁は四百文のままというように、いろいろ変動がみられる。

東向北町の町域内において死んだ鹿に対しては清目銭を町が支払うが、町の門外で死んだ場合には、東向北町からは清目銭は出しておらず、管轄外の処理となっている。たとえば、享保五年の記事には、

一享保五子三月十九日に、当町南の門外ト中筋町之門外之間、病鹿有之候。就夫、両町年役立合候而相談之上、仕丁方へ両町より月行事断に遣し候。以後三日之間に死に申候に付、仕丁衛門・新太郎兩人見分に被参候而、両町より清目料出シ申候様にと被申候得共、先年より当町門外之義、料出し候事無之由申入候而、則清目料出シ不申、鹿取に参候事。

とある。同じく、享保十一年に南の門外で死んだ鹿に対しても、東向北町は清目銭を支払っていない。ところが、天明七年六月二十八日の南の門外西方で死んだ鹿に対しては、清目銭を出している。この事例では、東向北町と中筋町と東向中町の三町の辻で死んだということから、町域外ではあるが、辻中のことは三町立合いで処理という先例に

よって、三町が共同で処理し、清目銭を支出したのである。死鹿の場所の認定は厳密に行なわれたこと、町の門外でも辻中は町域内に準じて、関係町々の共同管理になっていたことなどがわかる。

鹿は自然死するほかに、犬による被害も多かったようで、犬にかみつかれた鹿が東向北町内に逃げてきて死亡という例が、安永六年四月二十四日、安永九年十月十八日、天明七年六月二十八日、寛政十一年十二月二十一日と見える。鹿に喰いつく犬を町中総出で追い払ったり、交替で徹夜の番をしたりして鹿の保護にあたっているが、こうした鹿対策からであろうか、東向北町には一匹の飼い犬もいないと、安永九年十月十八日付の「一札」は伝えている。

また、町域内であっても、号所地での死鹿の場合は、若干様子が異なる。「万大帳」天明七年の記事には、六月二十八日に西側の号所松田家の表で「犬喰鹿」が落命したことを伝え、この死鹿の届は号所地であるから松田家から行なわれたとしている。しかも、その場所は「松田家門口溝より耆尺斗外也」という微妙な地点であり、清目銭が町から支払われたかどうかなどは、不明である。

ともかく、死鹿の処理については、町は報告し、清目銭を支払うシステムであり、神鹿である鹿の管理責任は、あくまでも町側にはなかった。死鹿の問題は、門前町としての奈良町を特色づけているが、近世中期には奈良総町としての対処ではなく、個々の町単位の対処が原則であったことは確認される。このため、鹿の死んだ位置や町域の厳密な確定が、重要な問題となっていた。これらの事実もまた、近世町共同体の考察に若干の手がかりを提供しているように考えられる。

むすびにかえて

『万大帳』の分析をさまざまな視点から進めてきたが、家屋数の変

動をはじめ町の組織と運営等について、若干の事実関係の解明とデータの提供とはできたかと思う。たとえば、途中火災に遭遇しながらも百五十年以上にわたって同じ屋敷に居住しつづけた家持町人が、同じ町内に数軒あったこと、そうした数十年町内居住の経歴をもつものが町年寄職を独占しながら町政を指導したが、月行事や年預というかたちで、家持町人全員が参加して町は運営されていたこと、町運営のための多種にわたる町民の出費行為には、披露と親睦を中心とする町の団結強化の意味が内包されていたことなど、その一端である。個々の事実の確定やデータについては、本文の各所でのべておいた。

しかし、当初に『万大帳』から歴史的にどのようなことが指摘できるかという関心から、共同研究として課題を分担設定したため、個別町共同体の研究としては論点がかたよったこと、『万大帳』の分析ということを重視するあまり他の史料をなるべくさけたことなど、多くの問題を残した。また、紙数の関係で史料提示や細部にわたる考察の成果を割愛したところも少なくない。このため、文章のつながりや分析の不徹底さなど、批判をうけなければならないところがあるかもしれない。その責めは総括者が負わなければならないが、忌憚のないご叱正をお願いしたい。

〔付記〕

『万大帳』の原本閲覧に関しては、奈良市史編集室の御好意をうけた。また、春日講に関しては郷土史家山田熊夫氏に種々御教授いただいた。記して謝意を表したい。なお、この共同研究は、奈良大学史学科の史学講読（日本史近世）のクラスで組織した。その分担はつぎのとおりである。総括：鎌田、家屋敷：木本洋・中村美樹・西川和穂・樋口肇・廣瀬毅・冬野雄一郎・増山陽史、軒役：猪原浩正・山下英子、町役人：藤井智恵子・吉村まゆね、五人組：加藤信彦・小原浩美・山下

淳子・山本慎子、借屋人：岡本耕治・金田昇・河口健児、触書：篠原正治・中野彰宏、町定：赤坂良人・今井吉則・木村誠司・竹田淳子、生業：阿部敬生・壬生佳延、溝川：友松兼治・渡辺洋、火災：鈴木昇・南哲也、死鹿：長田繁昭・後藤津留美。

注

- (1) 新しい『奈良市史』の編纂は進行中で、近世編の出版も間近いと聞く。奈良町研究の前進のために朗報である。
- (2) 東向北町の略史については、廣吉壽彦・安彦勸吾両氏の『万大帳』解題（日本都市生活史料集成第九巻所収）を参照されたい。
- (3) 『万大帳』の「式はん」すなわち第二冊目冒頭部の元禄十二年から「四番」の途中明和元年までの期間である。
- (4) 買得者釀出の「十分の一」から推定。
- (5) 表題が「面替り祝儀」となる文政六年と文久四年の二例、「十分の一」の金額のみを記して他の祝儀は省略している天明五年から享和三年までの四例。従来形式も併存。
- (6) 各祝儀の順番も一定せず、特殊型と従来形式が二十年にわたって併存することから推測した。
- (7) 寛保三年分と、安政二年から文久三年までの十年分が欠如している。
- (8) 元文二年に掛物屋平三郎跡が一軒、寛延四年十月に木綿屋小市郎が一軒、宝暦三年三月に紙屋甚六が二軒を差し出している。
- (9) 天保四年の判木屋嘉七と木綿屋喜助の「家之祝儀」には、「十分の一」が欠如している。
- (10) 寛文二年の「面替」の記事には、

一銀七拾三匁 平兵衛

おもてかわり 十七匁

会跡 廿五匁

官頭 四匁

水樽 式匁

而四拾八匁

とあり、合計額と七十三匁との差は二十五匁となる。家並回復元の過程ではこれを「家之祝儀」と解釈しないと合わない部分がある。

(11) このうち売買記録によるものは四十三件。

(12) 「家之覚」は享保十五年改とあるが、「万大帳」第三冊目の享保六年記事の前に記されており、第四冊目の冒頭にも再録されている。両者の間には根本的な差はないが、三冊目の方を原本で確認すると、一部付箋による修正などが見られ、四冊目の再録では整理されている。このためこれらを参考としながらも、その他の記事も合わせて、改めて享保十五年正月時点で復元した。

(13) 「万大帳」文政二年の職業改めも家別記載であるが、人名は家持とは限らず現住者で、軒数の数え方にも不審がある。

(14) 享保十五年四月に国分屋宇兵衛が墨形屋治兵衛に売った記事に、表口四間、奥行十一間三尺で「但、表ヨリ八間老尺五寸行テ地尻幅南北拾壹間五尺也」とある。

(15) このうち宝暦十二年と安永九年に土地を分割売買したことにより、付近の地割はさらに大きく変化する。

(16) 享保七年十月三日付の町年寄・月行事から町代高木又兵衛に宛てた「覚」。

(17)(18)(19) 享保七年七月十九日付の番所宛口上書。

(20)(21) 「万大帳」元文三年記事中に、屋敷地交換にもなう「一札」「覚」を一括している。

(22) 秋山國三氏「公同沿革史」上巻三三一頁。

(23) 表口五尺二寸、奥行十一間三尺ほどの地を譲りうけた葺屋は、宝暦十二年三月の墨形屋宛一札に「右之寸法書之通御譲り被下添存候。然ル上は是迄其元町義式間役御勤被成候を、向後は我等方より永久町義半役相

勤可申候」と記している。

(24) 東側北から十三軒目の例でみると、宝永元年六月二十八日付で田中快庵から葺屋善兵衛へ焼屋敷として売られた時一軒役で、延享三年四月十九日付で葺屋善六から新身屋利兵衛に売却された時も同じく一軒役。

(25) 宝暦十一年二月に捨子の養育料等五貫五百文を軒役で町中から集めた。

(26) 享保十三年の記事中にあるが、消印があり、内容的にも元文二年と考えられる。なお同様の記録は享保十八年記事にもある。

(27) ただし、貞享三年の中筋町中宛「一札」に年役二名と年寄と思われる六名の合計八名が署名しており、また元禄三年の「年寄廻り之覚」には八名が二名ずつに分けて記されている。年役二名の制は変っていない。

(28) 御器屋吉兵衛家は「万大帳」では明暦二年に見え、元禄十年に年寄となる。また山城屋は天和二年に見え、正徳二年に年寄となる。

(29) 「万大帳」には町内忌中の役義免除「定」をたびたび掲げており、父母・妻など各職日数と役義の代動、代鏡等を記す。

(30) 大黒屋と御器屋は年役で免除。鑑屋善介は善三郎の子、葺屋さつは善兵衛の後家。

(31) 宝永六年六月十四日の死鹿処理の時、西側十六軒目の号所に住む豊屋係四郎が月行事となっている。

(32)(33)(34) 天明三年記事による。同様の記載は享保六年以降度々見えるが、天明三年が詳細。

(35) 秋山國三氏「公同沿革史」上巻一九三頁。

(36) 日本経済史研究所編「日本経済史辞典」。

(37) 「万大帳」には元文三年正月改とする「五人組之覚」が享保十六年と元文二年の記事中の二種あり、前者は七組、後者は六組である。しかし、後者には元文三年時の家持平五郎、勘三郎、三郎兵衛などの書き落としがあり、六組では疑問がのこる。

(38) 寛文十年記事中の五人組の「覚」。

(39) 万治四年の「五人組」順番は東側北から南へ、西側南から北へと記さ

れており、寛文十年の例では東側北一軒目から西側北一軒目へ移り、西側南へそして東側南から北へという順である。東側南を起点とする順番は十七世紀末ころから定着している。

- (40) 寛文十年記事中に町屋敷を含め六人の組としているが、ほかには例を見ない。
- (41) 注(14)参照。

- (42) 寛保元年四月十八日の春日社鈿灯笼吟味の東向北町連判「借屋中」の人数。
- (43) 延享四年十月十九日の分銅改めに對する町中連判の「借屋中」人数。

- (44) 寛政十一年記事中の「家数竈数並諸商売人御改帳写」に「一、借家八軒」とある。
- (45) 「万大帳」も幕末期には触書をかなり蓄留しているが、ここでは近世中期を見る。

- (46) 享保十六年の京都への出訴に関する触書。
- (47) 奈良奉行松平織部正乗有。享保五年から元文五年まで在任。
- (48) 享保十六年の姫宮結納に関する触書。
- (49) 享保十八年の質物取置に関する触書。

- (50) 奈良奉行石黒但馬守易慎。元文五年から宝暦三年まで在任。
- (51) 寛保元年三月二十二日付の町中請書。
- (52) 寛政五年八月晦日付の氷室社神事延引の「回章」などの例は記されている。

- (53) 京都市編「京都の歴史」第六巻参照。
- (54) 奈良市教育委員会編「奈良の歴史」参照。
- (55) 家の祝儀の「子酒」については「子酒当町に而出来候分は向後取申候筈。但借宅人家買被申候は皆々取申筈」という変更規定が享保六年記事にあるが、変更年不明。
- (56) 藤田祥光稿「藤田文庫」一六九所収。
- (57) 元文五年記事中に「地尻溝川並中溝西かわ」とある。

- (58) 宝暦十二年記事中に左の記載がある。

宝暦十二年二月廿三日午之下刻より西ノ上刻迄、奥芝辻町西側たぐはつ坊主居宅より火出候。折節風強ク大火に成。当町も北に而十式軒焼ル。則類焼之家数書記。

東側	北ノ門井番所	西側	柴屋三四郎
	山城屋源兵衛		塗師屋清兵衛
	同人借屋		墨形屋喜兵衛
	西坊友輔		壺屋儀兵衛
	豆腐屋久兵衛		大工善六
	樽屋古兵衛		きせる屋きよかしや
			丸屋太平次かしや

右之家數十式軒

- (59) 注(58)の記事のあとに町数・家数・社数を記す。
- (60) 宝永二年「祝儀銀集り覚」に「焼屋敷故半分」の記載がある。
- (61) たとえば、宝暦七年の会所新築では表口四間、裏行四間二尺五寸の建物に、町内の職人を用いながらも二貫目以上を要した。
- (62) 「万大帳」では、元禄十三年以前、寛政二年以後においては死鹿の記載がない。

Town Structure of *Higashimukikita-machi* 東向北町, *Nara* 奈良

Michitaka KAMADA

Research Team for Modern Town History of *Nara-chō*

Summary

“*Yorozuōchō* 万大帳” has kept a record of two hundred and forty years of *Higashimukikita-machi, Nara* during the *Edo* 江戸 period. By analyzing the town archives, the authors will inquire into the following points:

- (1) the changes of estate owners, and its form and disposition of each estate ;
- (2) the organizations and roles of the executive committee and neighborhood units named *goningumi* 五人組 ;
- (3) the administrative regulations of the *chō* 町 and the inhabitants' occupations ;
and
- (4) the consequences after the conflagrations and floods upon the *chō*.